

# 支えあう 住みよい社会 地域から

あなたの地区の「民生委員・児童委員」がお手伝いします

民生委員・児童委員は、地域住民の立場に立って生活に困っているかたや体の不自由な  
かたからの悩みごとの相談を受けたり、町や民間の福祉サービスに関する情報を提供  
するなど、地域福祉の中心的な役割を担っています。  
その主な活動内容を紹介します。

## 町民児協の主な事業

大河原町民生委員児童委員協議会(町民児協)は、平成29年に民生委員制度100周年・児童委員制度70周年を迎え、既に次なる100年に向けて新たな一歩を踏み出しています。

町民児協は民生員児童委員51名・主任児童委員3名で構成されており、町で掲げている安全で安心な福祉のまちづくりのため、町役場や町社会福祉協議会を始めとした関係機関と連携して、さまざまな取り組みを推進していきます。

特に、主任児童委員は、児童福祉関係機関と連携・協力し、子どもに関わる専門的な活動をしています。

- ① 生活保護受給者・生活困窮者を含む住民の生活実態の把握・相談と関係機関への情報の提供
- ② 担当地区内の見守り・相談支援
- ③ 通学路(下校時パトロールを含む)・児童遊園などの点検、改善などの要望
- ④ 児童センターなどとの交流支援
- ⑤ 高齢者救急安心カード事業・非常持ち出し袋支給事業への協力
- ⑥ 新生児あつたか事業(ブツスタート)：社会福祉協議会と共催
- ⑦ 生き生き交流会への協力(70歳以上の一人暮らしのかた)

- ⑧ 避難行動要支援制度の調査協力
- ⑨ 各種調査への協力(就学援助など)
- ⑩ 各種運動への協力(社会を明るくする運動・共同募金など)

## ご存知ですか？ 民生児童委員は地域の身近な相談相手です

心配ごと、悩みごと、ひとりで抱えていませんか？  
例えば、要らない物を買わされてしまった、不審な電話が入るなど…。(お金にかかわる内容の電話は要注意)

民生児童委員は、地域住民の一人として皆さんと同じ町で生活しながら、皆さん

の立場に立って心配ごとや困りごとを解決するお手伝いをしています。

民生児童委員には守秘義務があり、秘密を守ることが法律で義務付けられています。安心してご相談ください。

地区ごとに担当の委員がいるので、連絡先など詳しいことは大河原町社会福祉協議会(☎0224-5310294)、または福祉課社会福祉係(☎0224-5312115)までお問い合わせください。



5月12日(日)は「民生委員・児童委員の日」  
全国民生委員児童委員連合会では、民生児童委員やその活動についてより一層の理解促進と周知を図るため、毎年5月12日の「民生委員・児童委員の日」とし、その日から1週間を「民生委員・児童委員の日活動強化週間」と定めています。

※民生委員・児童委員の日は、昭和52(1977)年、全国民生委員児童委員協議会(当時)が、大正6(1917)年5月12日に民生委員制度の源といわれる「岡山県済世顧問制度設置規定」が公布されたことにちなみ定めました。

～あなたのまちづくり活動を応援します～

## 「元気なまちづくり活動事業」を

## 大募集します

「元気なまちづくり活動支援補助金交付制度」は、皆さんの自主的な「まちづくり活動」の必要経費の一部を助成することにより、協働のまちづくりを推進していく制度です。

まちを盛り上げるような元気とオリジナリティあふれる事業の応募をお待ちしています。

### ◎昨年度の実施事業

- 団体名/大河原町野球スポーツ少年団連絡協議会
- 少年野球交流会2018
- 団体名/佐藤屋プロジェクト
- 戊辰戦争150年「戊辰戦争と大河原」展



▲「戊辰戦争と大河原」展

## 募集の内容・応募方法

- ◆対象グループ  
町内で活動する5人以上で構成される住民グループやボランティア団体など
- ◆対象活動  
町内で自主的に実施される事業で、特定の人の利益につながらない公益的な活動
- ◆支援内容  
活動に要する必要経費の一部に補助金を交付(補助対象経費の4分の3以内で限度額10万円)
- ◆限度回数  
・同一の団体に対する支援は5回まで  
・同一の活動に対する支援は3回まで
- ◆対象経費  
活動に必要な「材料・資材費」「消耗品」「印刷代」「講師・出演者の謝礼」「会場使用料」など。団体の恒常的な維持・運営に要する経費やスタッフの人件費などは対象外
- ◆必要書類  
申請書、団体の概要調書、活動計画書、収支予算書など
- ◆審査と決定  
町の選考委員会で審査と選考を行い、補助金を交付する「まちづくり活動事業」を決定

- ～応募手続～
- ◇募集期間：令和元年12月27日(金)まで随時募集
  - ◇募集要項・申請書  
町役場企画財政課で配布するほか、町のホームページからダウンロードできます。
  - ◇審査：応募随時随時開催
  - ◇申請受付・問合せ  
企画財政課 政策企画係 ☎0224-53-2112  
E-mail: kikaku@town.ogawara.miyagi.jp

- ◆選考基準  
①多くの町民の利益などにつながるか  
②活動計画に創意工夫がされているか  
③計画や経費の妥当性など
- ◆活動報告  
活動終了後1か月以内に「活動実績報告」「収支決算書」等を提出する
- ※予算は30万円まで、予算がなくなりしだい終了となりますので、お早めにご応募ください。